

令和7年11月11日

美濃加茂市内における(仮称)モスク建設計画に関するお問い合わせについて

美濃加茂市深田町 3 丁目地内における(仮称)モスク建設計画(以下「本計画」と言います)に関するお問い合わせや、ご意見をいただいております。一般的な開発事業の承認等の相談窓口である都市計画課からは、以下のとおり回答をお示しさせていただきます。

<事業主体と市の関係について>

本計画については、民間事業者が民間の土地で進めている計画であり、当市が実施している事業ではありません。また、市がこの計画を誘致したものでもございません。

<開発事業について>

本計画が開発事業に該当する場合、「美濃加茂市開発事業に関する条例」で定められた基準に適合する必要があります。

事業者が開発協議申請を行った場合、市は申請内容を審査し、必要な基準を満たしていると判断された場合に、開発協議承認書を交付します。

なお、開発事業の面積が 3,000 平方メートルを超える場合は、都市計画法に基づく開発行為の許可申請をする必要があります。

<建築に関する手続きについて>

事業者が、既存建築物の改修や用途の変更をする場合は、計画される規模や用途によって、建築基準法に基づく手続きが必要となる場合があります。

例えば、200 平方メートルを超える面積を特殊建築物(店舗や集会場等)の用途に変更をする場合、事前に県(中濃建築事務所)または、民間の指定確認検査機関に確認申請書を提出して、確認済証の交付を受ける必要があります。

<近隣住民への周知について>

本計画について、開発協議申請を行った場合は、「美濃加茂市開発事業に関する条例施行規則」に基づき、事業者は地域住民等(当該自治会及び隣接土地所有者)に対して事業計画及び工事施工方法等に関する内容を周知し、説明しなければならないとされています。

<問い合わせ先>

美濃加茂市建設水道部都市計画課
TEL:0574-25-2111(代表)
FAX:0574-66-1098